

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)							(氏名又は名称) 御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林立治			(住所又は所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地						
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)							(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間(終期)(B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考				
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積ha	現況樹種	現況林齢										
1									2024.4.5	7年 (2031.3.31)	<p>1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施</p> <p>2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施</p>	<p>1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。</p> <p>2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。</p> <p>4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。</p>	<p>1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。</p> <p>2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。</p>					
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		



## 2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 丙の義務

丙は、この経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負う。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年3回報告をしなければならない。

### (3) 乙の義務

乙は、この経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負う。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等について年3回の報告を受けなければならない。

### (4) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、乙は甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
  - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
  - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
  - オ 正当な理由がなくて（2）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を乙に通知するものとする。

### (7) 甲への通知

当該森林について甲への還元額（D）が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (8) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、（1）及び（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

② 丙は、(1)及び(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。

② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。  
なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭を除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(13) 森林利用の制約

丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定める。

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)							(氏名又は名称) 御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林立治			(住所又は所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地			
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)							(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢							
1	御殿場市 深沢	3697-1	30	に28-0	山林	0.108	ヒノキ	59	2024. 4. 5  7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-01		
2	御殿場市 深沢	3703	30	に27-0 に28-0	保安林	0.1804	スギ ヒノキ	81 59					集30-01		
3	御殿場市 深沢	3709-1	30	に23-0 に24-0	山林	0.4168	ヒノキ ヒノキ	71 71					集30-01		
4	御殿場市 深沢	3709-3	30	に30-0	山林	0.0115	スギ ヒノキ	66					集30-01		
5	御殿場市 深沢	3710-1	30	に25-0 に26-0	山林	0.4713	ヒノキ スギ	59 69					集30-01		
6	御殿場市 深沢	3710-3	30	に30-0	保安林	0.8578	スギ ヒノキ	66					集30-01		
7	御殿場市 深沢	3710-6	30	は42-0	山林	0.7361	スギ	65					集30-01		

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)					(住所又は所在地)						
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林立治					静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地						
				(名称)					(所在地)						
				御殿場市長 勝又正美					静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢							
8	御殿場市深沢	3718-1	30	に29-0 に31-0	保安林	0.1034	ヒノキ ソノコ ウヨ ジュ	52 65	2024. 4. 5	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-01	
9	御殿場市深沢	3719	30	に27-0	保安林	0.2565	スギ	81						集30-01	
10	御殿場市深沢	3700-1	30	は40-0	山林	0.7943	ヒノキ	69						集30-02	
11	御殿場市深沢	3701-1	30	は29-0	山林	1.5226	スギ	86						集30-02	
				は30-0			ヒノキ	60							
				は33-0			ヒノキ	64							
				は34-0			ヒノキ	52							
				は34-1			ヒノキ	52							
				は35-0			ヒノキ	76							

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林立治					静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地					
				(名称)					(所在地)					
				御殿場市長 勝又正美					静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
11	御殿場市深沢	3701-1	30	は35-1 は36-0 は37-1	山林	1.5226	ヒノキ ヒノキ ヒノキ	76 78 69	2024. 4. 5	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-02	
12	御殿場市深沢	2609	30	は6-0 は11-0	山林	0.4723	スギ スギ	70 72					集30-03	
13	御殿場市深沢	2612	30	は15-0	山林	0.635	スギ ソノタコ ヨウジュ	65					集30-03	
14	御殿場市深沢	2619	30	は19-0	山林	0.1983	ソノタコ ヨウジュ	67					集30-03	
15	御殿場市深沢	2647-4	30	に10-0	山林	0.0545	ヒノキ	70					集30-03	
16	御殿場市深沢	2646-1	30	に12-0	山林	0.3459	ヒノキ	70					集30-04	
17	御殿場市深沢	2611	30	は12-0	山林	0.8105	ヒノキ	70					集30-05	

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林利治	(名称) 御殿場市長 勝又正美	静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地	(所在地) 静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
17	御殿場市 深沢	2611	30	は13-0	山林	0.8105	ソノコウヨウジュ	65	2024. 4. 5	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-06
				は14-0			スギ	74						集30-07
				は15-0			スギ ソノコウヨウジュ	65						集30-16
														集30-17
													集30-19	
														集30-29
														集30-30
														集30-31
														集30-32
18	御殿場市 深沢	2515	30	ろ10-0	原野	0.0251	スギ	69						集30-08

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林利治	御殿場市長 勝又正美	静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地	静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
19	御殿場市深沢	2517	30	ろ20-0 ろ21-0	原野	0.0578	スギ スギ	70 70	2024. 4. 5	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-09
20	御殿場市深沢	2542	30	ろ27-0	原野	0.0393	ヒノキ	68						集30-11
21	御殿場市深沢	2543	30	ろ40-0 ろ41-0	原野	0.5907	ヒノキ スギ	64 69						集30-11
22	御殿場市深沢	2544	30	ろ26-0	原野	0.0234	ヒノキ	72						集30-11
23	御殿場市深沢	2545	30	ろ41-0	原野	0.0376	スギ	69						集30-11
24	御殿場市深沢	2536	30	ろ29-0	原野	0.5004	スギ	69						集30-12
25	御殿場市深沢	2537	30	ろ28-0	原野	0.0942	スギ	69						集30-12
26	御殿場市深沢	3694-1	30	は25-0	山林	0.1534	スギ	71						集30-13

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林立治	(名称) 御殿場市長 勝又正美	静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地	(所在地) 静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)								経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考	
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種							現況林齢
27	御殿場市深沢	3694-2	30	は28-0	保安林	0.1103	ソノケ ウヨ ジュ	66	2024. 4. 5	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-13
28	御殿場市深沢	2560-1	30	ろ34-0	原野	0.0687	ヒノキ	53						集30-14
				ろ46-0			ヒノキ	64						
29	御殿場市深沢	2556-1	30	ろ52-0	原野	0.1119	スギ	72						集30-15
				ろ53-0			ソノケ ウヨ ジュ	76						
30	御殿場市深沢	2556-4	30	ろ53-0	原野	0.1235	ソノケ ウヨ ジュ	76						集30-15
31	御殿場市深沢	2557-2	30	ろ45-0	原野	0.0726	ソノケ ウヨ ジュ	73						集30-15
32	御殿場市深沢	2558-1	30	ろ34-0	原野	0.1636	ヒノキ	53						集30-15
				ろ35-0			ヒノキ	67						
33	御殿場市深沢	2559-1	30	ろ33-0	原野	0.2978	ソノケ ウヨ ジュ	56	集30-15					

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)							(氏名又は名称) 御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林利治			(住所又は所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地		
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)							(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢						
33	御殿場市 深沢	2559-1	30	ろ36-0	原野	0.2978	ヒノキ	72	2024.4.5  7年 (2031.3.31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-15	
34	御殿場市 深沢	2559-3	30	ろ36-0	原野	0.0056	ヒノキ	72					集30-15	
35	御殿場市 深沢	2559-5	30	ろ33-0	原野	0.0304	ソノタコ ウヨ ジュ	56					集30-15	
36	御殿場市 深沢	2591-1	30	ろ33-0	原野	0.1841	ソノタコ ウヨ ジュ	56					集30-15	
37	御殿場市 深沢	2592	30	ろ33-0	原野	0.0046	ソノタコ ウヨ ジュ	56					集30-15	
38	御殿場市 深沢	2621	30	は17-0	山林	0.0221	スギ	67					集30-18	
39	御殿場市 深沢	2615	30	は16-0	山林	0.4628	ウヨ ジュ	80					集30-20	
				は18-0			ヒノキ	67						
40	御殿場市 深沢	2616	30	は16-0	山林	0.0892	ソノタコ ウヨ ジュ	80					集30-20	
				は17-0			スギ	67						

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林利治	御殿場市長 勝又正美	静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地	静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
41	御殿場市深沢	2549	30	ろ39-0 ろ42-0	山林	0.4978	ヒノキ ヒノキ	61 72	2024. 4. 5	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-21
42	御殿場市深沢	2550	30	ろ42-0	山林	0.0796	ヒノキ	72						集30-21
43	御殿場市深沢	2651-1	30	ろ45-0 ろ50-0	山林	0.0975	ソノタ ウヨ ジュ ソノタ ウヨ ジュ	73 78						集30-22
44	御殿場市深沢	2652-3	30	ろ47-0	山林	0.0201	ソノタ ウヨ ジュ	69						集30-22
45	御殿場市深沢	2657-3	30	ろ47-0	山林	0.0214	ソノタ ウヨ ジュ	69						集30-22
46	御殿場市深沢	2552	30	ろ37-0 ろ38-0	原野	0.5593	ソノタ ウヨ ジュ ヒノキ	76 69						集30-23
47	御殿場市深沢	2553	30	ろ43-0	原野	0.4753	ヒノキ	53						集30-23

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)					(住所又は所在地)													
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林立治					静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地													
				(名称)					(所在地)													
				御殿場市長 勝又正美					静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地													
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考								
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢														
47	御殿場市 深沢	2553	30	ろ44-0	原野	0.4753	ヒノキ	69	2024. 4. 5	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-23								
48	御殿場市 深沢	2554	30	ろ44-0	原野	0.0905	ヒノキ	69						集30-23								
49	御殿場市 深沢	2555	30	ろ43-0	原野	0.0145	ヒノキ	53						集30-23								
50	御殿場市 深沢	2593-1	30	ろ38-0	原野	0.0005	ヒノキ	69						集30-23								
51	御殿場市 深沢	2593-2	30	ろ30-0	原野	0.6606	ヒノキ	66						集30-23								
52	御殿場市 深沢	2594	30	ろ38-0	原野	0.0036	ヒノキ	69						集30-23								
53	御殿場市 深沢	2595	30	ろ33-0	原野	0.0085	ソノナ ウヨ ジュ	56						集30-23								
54	御殿場市 深沢	2601-1	30	は4-0	山林	1.7164	スギ	65														
				は6-0				70														
55	御殿場市 深沢	2601-4	30	は3-0	山林	0.001	ヒノキ	54	集30-23													

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林利治	(名称) 御殿場市長 勝又正美	静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地	(所在地) 静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)														
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭 (D) の額の 算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
56	御殿場市 深沢	2633-1	30	に17-0  に18-0	原野	0.4287	ソノコ ウヨ ジュ  スギ	63  67	2024. 4. 5	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-23
57	御殿場市 深沢	2634-1	30	に18-0	原野	0.2363	スギ	67						集30-23
58	御殿場市 深沢	2636-1	30	に16-0	山林	0.3133	ヒノキ	60						集30-23
59	御殿場市 深沢	2637-1	30	に15-0	山林	0.0664	ヒノキ	60						集30-23
60	御殿場市 深沢	2638	30	に15-0	山林	0.0905	ヒノキ	60						集30-23
61	御殿場市 深沢	2643	30	に11-0	山林	0.0872	ヒノキ	70						集30-23
62	御殿場市 深沢	2644	30	に11-0	山林	0.1137	ヒノキ	70						集30-23
63	御殿場市 深沢	2645	30	に14-0	山林	0.0519	スギ	67						集30-23
64	御殿場市 深沢	2646-3	30	に11-0	山林	0.1973	ヒノキ	70						集30-23

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林立治					静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地					
				(名称)					(所在地)					
				御殿場市長 勝又正美					静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
65	御殿場市深沢	3705	30	に22-0	山林	0.5781	スギ	62	2024. 4. 5	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-23	
66	御殿場市深沢	3707-1	30	に20-0 に21-0	山林	0.3841	スギ スギ	70 73					集30-23	
67	御殿場市深沢	3712-1	30	に32-0	原野	0.1249	ヒノキ	52					集30-23	
68	御殿場市深沢	3713	30	に33-0 に34-0	原野	0.0406	ソノタ ウヨ ジュ ソノタ ウヨ ジュ	65 65					集30-23	
69	御殿場市深沢	3714	30	に34-0	原野	0.0928	ソノタ ウヨ ジュ	65					集30-23	
70	御殿場市深沢	3716	30	に31-0	原野	0.1028	ソノタ ウヨ ジュ	65					集30-23	
71	御殿場市深沢	3717	30	に31-0	原野	0.234	ソノタ ウヨ ジュ	65					集30-23	
72	御殿場市深沢	2534	30	ろ27-0	原野	0.6267	ヒノキ	68					集30-24	

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者(丙)							(氏名又は名称) 御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林立治			(住所又は所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地											
		経営管理実施権を設定する市町村(乙)							(名称) 御殿場市長 勝又正美			(所在地) 静岡県御殿場市萩原483番地											
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理 実施権の 始期	経営管理 実施権の 存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に 基づいて行われる 経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採 等に要する経費を控除してなお 利益がある場合において甲に支 払われるべき金銭(D)の額の 算定方法	丙が甲にDを 支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考									
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢															
73	御殿場市 深沢	2535	30	ろ27-0	原野	0.0019	ヒノキ	68	2024. 4. 5  7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-24										
74	御殿場市 深沢	2639-1	30	に13-0	山林	0.1616	スギ	67					集30-24										
75	御殿場市 深沢	2639-3	30	に14-0	山林	0.0026	スギ	67					集30-24										
76	御殿場市 深沢	2640	30	に14-0	山林	0.0766	スギ	67					集30-24										
77	御殿場市 深沢	2641	30	に14-0	山林	0.1031	スギ	67					集30-24										
78	御殿場市 深沢	2642	30	に14-0	山林	0.0076	スギ	67															
				31				い62-0											スギ	67			
79	御殿場市 深沢	2518	30	ろ22-0	原野	0.1249	ソノコ ウヨ ジュ	61															
				ろ23-0			スギ	71															
80	御殿場市 深沢	2600-1	30	は5-0	原野	0.4161	ヒノキ	64		集30-26													

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林立治					静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地					
				(名称)					(所在地)					
				御殿場市長 勝又正美					静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
81	御殿場市深沢	2622	30	は22-0	山林	0.0495	ソノコウヨシ	67	2024. 4. 5	7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-26
82	御殿場市深沢	2623	30	は23-0	山林	0.4991	スギ	67						集30-26
83	御殿場市深沢	2624	30	は23-0	山林	0.1785	スギ	67						集30-27
				は24-0				67						
84	御殿場市深沢	2625	30	は23-0	山林	0.0833	スギ	67						集30-27
85	御殿場市深沢	2613	30	は14-0	山林	0.119	スギ	74						集30-28
				は16-0				80						
86	御殿場市深沢	2614	30	は15-0	山林	0.1818	スギ ソノコウヨシ	65						集30-28
87	御殿場市深沢	2456-1	30	い36-0	原野	6.0614	ソノコウヨシ	81	集30-33					
									集30-34					

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)								
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林立治	(名称) 御殿場市長 勝又正美	静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地	(所在地) 静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地							
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
88	御殿場市深沢	2514-1	30	い30-0	原野	1.5912	スギ	70	2024. 4. 5	7 年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-33
				ろ13-0			ソノコウヨシユ	65					集30-34	
89	御殿場市深沢	2521-1	30	ろ19-0	原野	1.025	ヒノキ	50	2024. 4. 5	7 年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-33
				ろ24-0			スギ ヒノキ	74					集30-34	
				ろ25-0			ホカイチ (スギ ヒノキ)	74					集30-33	
90	御殿場市深沢	2521-2	30	ろ24-0	保安林	0.0356	スギ ヒノキ	74	2024. 4. 5	7 年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-33
91	御殿場市深沢	2531	30	い35-0	原野	0.0218	スギ ソノコウヨシユ	70	2024. 4. 5	7 年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-33
92	御殿場市深沢	2533	30	い35-0	原野	0.9048	スギ ソノコウヨシユ	70	2024. 4. 5	7 年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-33

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)					(住所又は所在地)					
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林立治					静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地					
				(名称)					(所在地)					
				御殿場市長 勝又正美					静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢						
92	御殿場市 深沢	2533	30	い36-0	原野	0.9048	ソノコ ウヨ ジュ	81	2024. 4. 5	7 年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病虫害及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-33
				ろ13-0			ソノコ ウヨ ジュ	65						
				ろ14-0			ヒノキ	74						
				ろ15-0			スギ	69						
				ろ16-0			スギ	66						
				ろ17-0			ヒノキ	72						
ろ18-0	スギ	69												
93	御殿場市 深沢	2539	30	ろ26-0	原野	0.0109	ヒノキ	72						集30-33
94	御殿場市 深沢	2540	30	ろ26-0	原野	0.0489	ヒノキ	72						集30-33
95	御殿場市 深沢	2541	30	ろ26-0	原野	0.2545	ヒノキ	72						集30-33

# 経営管理実施権配分計画

## 1 個別事項

整理番号	配30	経営管理実施権の設定を受ける者		(氏名又は名称)		(住所又は所在地)							
		経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)	経営管理実施権を設定する市町村 (乙)	御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林利治	(名称) 御殿場市長 勝又正美	静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地	(所在地) 静岡県御殿場市萩原 4 8 3 番地						
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)								経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種						
96	御殿場市深沢	2620	30	は19-0 は22-0	山林	0.1024	ソノタ ウヨ ジュ	67 67	2024. 4. 5  7年 (2031. 3. 31)	1. 森林経営 ・丙は、森林経営を受託し、利用間伐、森林作業道開設等の木材生産及び販売を実施 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、月1回程度林道など既設道からの目視による森林巡回を実施	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入額と補助額から木材生産、販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額を基に算定する。 2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金の合計額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めない。	1. 時期 ・木材生産及び販売が完了し、収支結果が確定後速やかに行う。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座への振込により行う。	集30-35
97	御殿場市深沢	2617	30	は18-0	山林	0.071	ヒノキ	67					集30-36
98	御殿場市深沢	2618	30	は18-0	山林	0.2247	ヒノキ	67					集30-36
				は19-0			ソノタ ウヨ ジュ	67					
99	御殿場市深沢	2631	30	は20-0	山林	0.0466	スギ	67					集30-37
				は23-0			スギ	67					
100	御殿場市深沢	3704-1	30	は25-0	山林	0.956	スギ	71	集30-38				
				スギ			71						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	御殿場市 深沢	3697-1	30	に28-0	山林	0.108	ヒノキ	59			集30-01
2	御殿場市 深沢	3703	30	に27-0	保安林	0.1804	スギ	81			
				に28-0			ヒノキ	59			
3	御殿場市 深沢	3709-1	30	に23-0	山林	0.4168	ヒノキ	71			
				に24-0			ヒノキ	71			
4	御殿場市 深沢	3709-3	30	に30-0	山林	0.0115	スギ ヒノキ	66			集30-01
5	御殿場市 深沢	3710-1	30	に25-0	山林	0.4713	ヒノキ	59			
				に26-0			スギ	69			
6	御殿場市 深沢	3710-3	30	に30-0	保安林	0.8578	スギ ヒノキ	66	集30-01		
7	御殿場市 深沢	3710-6	30	は42-0	山林	0.7361	スギ	65	集30-01		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
8	御殿場市 深沢	3718-1	30	に29-0	保安林	0.1034	ヒノキ	52			集30-01
				に31-0			ソノタ ウヨウ ジユ	65			
9	御殿場市 深沢	3719	30	に27-0	保安林	0.2565	スギ	81			集30-01
10	御殿場市 深沢	3700-1	30	は40-0	山林	0.7943	ヒノキ	69			集30-02
11	御殿場市 深沢	3701-1	30	は29-0	山林	1.5226	スギ	86			集30-02
				は30-0			ヒノキ	60			
				は33-0			ヒノキ	64			
				は34-0			ヒノキ	52			
				は34-1			ヒノキ	52			
は35-0	ヒノキ	76									

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
11	御殿場市 深沢	3701-1	30	は35-1	山林	1.5226	ヒノキ	76			集30-02
				は36-0			ヒノキ	78			
				は37-1			ヒノキ	69			
12	御殿場市 深沢	2609	30	は6-0	山林	0.4723	スギ	70			集30-03
				は11-0			スギ	72			
13	御殿場市 深沢	2612	30	は15-0	山林	0.635	スギ ソノタコ ウヨジュ	65			集30-03
14	御殿場市 深沢	2619	30	は19-0	山林	0.1983	ソノタコ ウヨジュ	67			集30-03
15	御殿場市 深沢	2647-4	30	に10-0	山林	0.0545	ヒノキ	70			集30-03
16	御殿場市 深沢	2646-1	30	に12-0	山林	0.3459	ヒノキ	70			集30-04
17	御殿場市 深沢	2611	30	は12-0	山林	0.8105	ヒノキ	70			集30-05

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
17	御殿場市 深沢	2611	30	は13-0	山林	0.8105	ソノコ ウヨウ ジュ	65			集30-06
				は14-0			スキ	74			集30-07
				は15-0			スキ ソノコ ウヨウ ジュ	65			集30-16
											集30-17
											集30-19
											集30-29
											集30-30
18	御殿場市 深沢	2515	30	ろ10-0	原野	0.0251	スキ	69			集30-31
											集30-32
											集30-08

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
19	御殿場市 深沢	2517	30	ろ20-0	原野	0.0578	スギ	70			集30-09
				ろ21-0			スギ	70			
20	御殿場市 深沢	2542	30	ろ27-0	原野	0.0393	ヒノキ	68			集30-11
21	御殿場市 深沢	2543	30	ろ40-0	原野	0.5907	ヒノキ	64			集30-11
				ろ41-0			スギ	69			
22	御殿場市 深沢	2544	30	ろ26-0	原野	0.0234	ヒノキ	72			集30-11
23	御殿場市 深沢	2545	30	ろ41-0	原野	0.0376	スギ	69			集30-11
24	御殿場市 深沢	2536	30	ろ29-0	原野	0.5004	スギ	69			集30-12
25	御殿場市 深沢	2537	30	ろ28-0	原野	0.0942	スギ	69			集30-12
26	御殿場市 深沢	3694-1	30	は25-0	山林	0.1534	スギ	71			集30-13

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
27	御殿場市 深沢	3694-2	30	は28-0	保安林	0.1103	ソノタ ウヨウ ジユ	66			集30-13
28	御殿場市 深沢	2560-1	30	ろ34-0 ろ46-0	原野	0.0687	ヒノキ ヒノキ	53 64			集30-14
29	御殿場市 深沢	2556-1	30	ろ52-0 ろ53-0	原野	0.1119	スギ ソノタ ウヨウ ジユ	72 76			集30-15
30	御殿場市 深沢	2556-4	30	ろ53-0	原野	0.1235	ソノタ ウヨウ ジユ	76			集30-15
31	御殿場市 深沢	2557-2	30	ろ45-0	原野	0.0726	ソノタ ウヨウ ジユ	73			集30-15
32	御殿場市 深沢	2558-1	30	ろ34-0 ろ35-0	原野	0.1636	ヒノキ ヒノキ	53 67			集30-15
33	御殿場市 深沢	2559-1	30	ろ33-0	原野	0.2978	ソノタ ウヨウ ジユ	56			集30-15

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考		
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称			
33	御殿場市 深沢	2559-1	30	ろ36-0	原野	0.2978	ヒノキ	72			集30-15		
34	御殿場市 深沢	2559-3	30	ろ36-0	原野	0.0056	ヒノキ	72			集30-15		
35	御殿場市 深沢	2559-5	30	ろ33-0	原野	0.0304	ソノタコ ウヨウ ジユ	56			集30-15		
36	御殿場市 深沢	2591-1	30	ろ33-0	原野	0.1841	ソノタコ ウヨウ ジユ	56			集30-15		
37	御殿場市 深沢	2592	30	ろ33-0	原野	0.0046	ソノタコ ウヨウ ジユ	56			集30-15		
38	御殿場市 深沢	2621	30	は17-0	山林	0.0221	スギ	67			集30-18		
39	御殿場市 深沢	2615	30	は16-0	山林	0.4628	ソノタコ ウヨウ ジユ	80					集30-20
				は18-0			ヒノキ	67					
40	御殿場市 深沢	2616	30	は16-0	山林	0.0892	ソノタコ ウヨウ ジユ	80					集30-20
				は17-0			スギ	67					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
41	御殿場市 深沢	2549	30	ろ39-0	山林	0.4978	ヒノキ	61			集30-21
				ろ42-0			ヒノキ	72			
42	御殿場市 深沢	2550	30	ろ42-0	山林	0.0796	ヒノキ	72			集30-21
43	御殿場市 深沢	2651-1	30	ろ45-0	山林	0.0975	ソノタコ ウヨウ ジユ	73			集30-22
				ろ50-0			ソノタコ ウヨウ ジユ	78			
44	御殿場市 深沢	2652-3	30	ろ47-0	山林	0.0201	ソノタコ ウヨウ ジユ	69			集30-22
45	御殿場市 深沢	2657-3	30	ろ47-0	山林	0.0214	ソノタコ ウヨウ ジユ	69			集30-22
46	御殿場市 深沢	2552	30	ろ37-0	原野	0.5593	ソノタコ ウヨウ ジユ	76			集30-23
				ろ38-0			ヒノキ	69			
47	御殿場市 深沢	2553	30	ろ43-0	原野	0.4753	ヒノキ	53			集30-23

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
47	御殿場市 深沢	2553	30	ろ44-0	原野	0.4753	ヒノキ	69			集30-23
48	御殿場市 深沢	2554	30	ろ44-0	原野	0.0905	ヒノキ	69			集30-23
49	御殿場市 深沢	2555	30	ろ43-0	原野	0.0145	ヒノキ	53			集30-23
50	御殿場市 深沢	2593-1	30	ろ38-0	原野	0.0005	ヒノキ	69			集30-23
51	御殿場市 深沢	2593-2	30	ろ30-0	原野	0.6606	ヒノキ	66			集30-23
52	御殿場市 深沢	2594	30	ろ38-0	原野	0.0036	ヒノキ	69			集30-23
53	御殿場市 深沢	2595	30	ろ33-0	原野	0.0085	ソノコ ウヨ ジュ	56			集30-23
54	御殿場市 深沢	2601-1	30	は4-0 は6-0	山林	1.7164	スギ スギ	65 70			集30-23
55	御殿場市 深沢	2601-4	30	は3-0	山林	0.001	ヒノキ	54			集30-23

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
56	御殿場市 深沢	2633-1	30	に17-0	原野	0.4287	ソノコ ウヨ ジユ	63			集30-23
				に18-0			スギ	67			
57	御殿場市 深沢	2634-1	30	に18-0	原野	0.2363	スギ	67			集30-23
58	御殿場市 深沢	2636-1	30	に16-0	山林	0.3133	ヒノキ	60			集30-23
59	御殿場市 深沢	2637-1	30	に15-0	山林	0.0664	ヒノキ	60			集30-23
60	御殿場市 深沢	2638	30	に15-0	山林	0.0905	ヒノキ	60			集30-23
61	御殿場市 深沢	2643	30	に11-0	山林	0.0872	ヒノキ	70			集30-23
62	御殿場市 深沢	2644	30	に11-0	山林	0.1137	ヒノキ	70			集30-23
63	御殿場市 深沢	2645	30	に14-0	山林	0.0519	スギ	67			集30-23
64	御殿場市 深沢	2646-3	30	に11-0	山林	0.1973	ヒノキ	70	集30-23		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
65	御殿場市 深沢	3705	30	に22-0	山林	0.5781	スギ	62			集30-23
66	御殿場市 深沢	3707-1	30	に20-0	山林	0.3841	スギ	70			
				に21-0			スギ	73			
67	御殿場市 深沢	3712-1	30	に32-0	原野	0.1249	ヒノキ	52			集30-23
68	御殿場市 深沢	3713	30	に33-0	原野	0.0406	ソノタコ ウヨウ ジユ	65			
				に34-0			ソノタコ ウヨウ ジユ	65			
69	御殿場市 深沢	3714	30	に34-0	原野	0.0928	ソノタコ ウヨウ ジユ	65			集30-23
70	御殿場市 深沢	3716	30	に31-0	原野	0.1028	ソノタコ ウヨウ ジユ	65			集30-23
71	御殿場市 深沢	3717	30	に31-0	原野	0.234	ソノタコ ウヨウ ジユ	65	集30-23		
72	御殿場市 深沢	2534	30	ろ27-0	原野	0.6267	ヒノキ	68	集30-24		

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
73	御殿場市 深沢	2535	30	ろ27-0	原野	0.0019	ヒノキ	68			集30-24
74	御殿場市 深沢	2639-1	30	に13-0	山林	0.1616	スギ	67			集30-24
75	御殿場市 深沢	2639-3	30	に14-0	山林	0.0026	スギ	67			集30-24
76	御殿場市 深沢	2640	30	に14-0	山林	0.0766	スギ	67			集30-24
77	御殿場市 深沢	2641	30	に14-0	山林	0.1031	スギ	67			集30-24
78	御殿場市 深沢	2642	30	に14-0	山林	0.0076	スギ	67			集30-24
			31	い62-0				スギ			
79	御殿場市 深沢	2518	30	ろ22-0	原野	0.1249	ソノタ ウヨ ジユ	61			集30-25
				ろ23-0			スギ	71			
80	御殿場市 深沢	2600-1	30	は5-0	原野	0.4161	ヒノキ	64			集30-26

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
81	御殿場市 深沢	2622	30	は22-0	山林	0.0495	ソノコ ウヨウ ジユ	67			集30-26
82	御殿場市 深沢	2623	30	は23-0	山林	0.4991	スギ	67			集30-26
83	御殿場市 深沢	2624	30	は23-0	山林	0.1785	スギ	67			集30-27
				は24-0				スギ			
84	御殿場市 深沢	2625	30	は23-0	山林	0.0833	スギ	67			集30-27
85	御殿場市 深沢	2613	30	は14-0	山林	0.119	スギ	74			集30-28
				は16-0				ソノコ ウヨウ ジユ			
86	御殿場市 深沢	2614	30	は15-0	山林	0.1818	スギ ソノコ ウヨウ ジユ	65			集30-28
87	御殿場市 深沢	2456-1	30	い36-0	原野	6.0614	ソノコ ウヨウ ジユ	81	集30-33		
										集30-34	

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									Aの森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
88	御殿場市 深沢	2514-1	30	い30-0	原野	1.5912	スギ	70			集30-33
				ろ13-0			ソノタコ ウヨウ ジュ	65			集30-34
89	御殿場市 深沢	2521-1	30	ろ19-0	原野	1.025	ヒノキ	50			集30-33
				ろ24-0			スギ ヒノキ	74			集30-34
				ろ25-0			ホカイチ (スギ ヒノキ)				
90	御殿場市 深沢	2521-2	30	ろ24-0	保安林	0.0356	スギ ヒノキ	74			集30-33
											集30-34
91	御殿場市 深沢	2531	30	い35-0	原野	0.0218	スギ	70			集30-33
							ソノタコ ウヨウ ジュ				
92	御殿場市 深沢	2533	30	い35-0	原野	0.9048	スギ ソノタコ ウヨウ ジュ	70			集30-33

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)									Aの森林所有者 (甲)		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
92	御殿場市 深沢	2533	30	い36-0	原野	0.9048	ソノコ ウヨ ジュ	81			集30-33
				ろ13-0			ソノコ ウヨ ジュ	65			
				ろ14-0			ヒノキ	74			
				ろ15-0			スギ	69			
				ろ16-0			スギ	66			
				ろ17-0			ヒノキ	72			
				ろ18-0			スギ	69			
93	御殿場市 深沢	2539	30	ろ26-0	原野	0.0109	ヒノキ	72			集30-33
94	御殿場市 深沢	2540	30	ろ26-0	原野	0.0489	ヒノキ	72			集30-33
95	御殿場市 深沢	2541	30	ろ26-0	原野	0.2545	ヒノキ	72			集30-33

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林（A）									Aの森林所有者（甲）		備考
番号	所在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	
96	御殿場市 深沢	2620	30	は19-0	山林	0.1024	ソノコ ウヨ ジユ	67			集30-35
				は22-0			ソノコ ウヨ ジユ	67			
97	御殿場市 深沢	2617	30	は18-0	山林	0.071	ヒノキ	67			集30-36
98	御殿場市 深沢	2618	30	は18-0	山林	0.2247	ヒノキ	67			集30-36
				は19-0			ソノコ ウヨ ジユ	67			
				は20-0			スギ	67			
99	御殿場市 深沢	2631	30	は23-0	山林	0.0466	スギ	67			集30-37
											集30-38
100	御殿場市 深沢	3704-1	30	は25-0	山林	0.956	スギ	71			集30-37
											集30-38

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

住 所（同上） 御殿場市森林組合 代表理事組合長 小林利治

権利の設定をする市町村（乙）

住 所（同上） 御殿場市長 勝又正美

- （記載注意）
- （1） この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
  - （2） （B）欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
  - （3） 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
  - （4） 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定められた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付するとともに、備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
  - （5） 当該経営管理実施権配分計画の内容に関して丙が乙に提出した企画提案書及び図面を添付すること。

## 2 共通事項

この経営管理実施権配分計画の定めるところにより設定される経営管理実施権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### (1) 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を收受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること。

### (2) 丙の義務

丙は、この経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負う。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年3回報告をしなければならない。

### (3) 乙の義務

乙は、この経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負う。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等について年3回の報告を受けなければならない。

### (4) 経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

### (5) 経営管理実施権及び経営管理受益権の設定

この経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が、甲及び乙に経営管理受益権（金銭の支払を受ける権利）が、それぞれ設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、乙は甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力があるものとする。

### (6) 経営管理実施権の設定等の条件

- ① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合にはあらかじめ丙に通知するものとし、当該経営管理権集積計画を取り消した場合は、当該経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。
- ② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち丙に係る部分を取り消すことができる。
  - ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合
  - イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合
  - ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合
  - エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合
  - オ 正当な理由がなくて（2）の報告をしない場合
- ③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めるときは、気象災等により被害が発生して（9）により復旧を行う場合を除き、この経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めるところにより設定される経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。
- ⑥ 丙は、当該経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。
- ⑦ 丙の権利義務の全部を承継した者は、当該経営管理実施権についても承継するものとし、丙又は当該権利義務の全部を承継した者は、あらかじめ、その旨を乙に通知するものとする。

### (7) 甲への通知

当該森林について甲への還元額（D）が生じた場合、丙が甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

### (8) 森林への立入り及び施設の利用等

- ① 丙は、（1）及び（9）に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

- ② 丙は、(1)及び(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
- ③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。

(9) 森林保険

- ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と丙の協議により定める。
- ② 丙は、丙の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。  
なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。
- ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、丙は当該保険金の請求及び受領を甲から受任するものとし、丙が当該保険金を復旧の用に供するため、当該保険金全額は丙に帰属するものとする。

(10) 災害等による経営又は管理の取り扱い

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適當になったときは、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(11) 損害の賠償

- ① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わない。

(12) 経営管理実施権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

- ① 経営管理実施権の存続期間の満了した場合において、甲乙丙の間で金銭の支払(1の個別事項に定める丙から甲に支払われるべき金銭及び丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していないことにより、丙が甲から預かった金銭のうち甲に返還すべき金銭を除く。)は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。
- ② 経営管理実施権の存続期間の中途において経営管理実施権が消滅した場合において、丙が1の個別事項に定める経営管理の内容の全部又は一部を実施していない場合は、丙は甲に対して、実施していない経営管理の経費に相当する額を支払うものとする。

(13) 森林利用の制約

丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めることができる。

(14) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定める。